

資料編

第4次稲美町総合計画後期基本計画について（答申）

第4次稲美町総合計画後期基本計画策定経過

稲美町総合計画後期基本計画審議会委員名簿

稲美町総合計画審議会条例

用語解説

第4次稲美町総合計画後期基本計画について(答申)

平成19年2月5日

稲美町長 古谷 博 様

稲美町総合計画審議会
会 長 川 北 健 雄

稲美町総合計画審議会条例第2条の規定により、平成18年9月27日付け、稲企政第54号で諮問のあった第4次稲美町総合計画後期基本計画(案)について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1. 本計画案は、稲美町のまちづくりの計画として、概ね妥当なものであると認めます。
2. 前期基本計画から変更のあった点や審議の過程において主要な論点となった事項に関する当審議会の意見は次の通りです。計画の策定および施策の推進にあたっては、これらについて十分に考慮されるよう要望します。

総合計画全般について

第4次稲美町総合計画は、21世紀最初の総合計画として、豊かな田園環境や文化、歴史など、稲美町の貴重な資源を次世代につなぐとともに、これらを活かして、すべての住民が快適に安心して暮らせることを基本とした、今までの総合計画の理念を継承している。また、社会経済環境の変化、住民意識の動向を踏まえ、住民本位のまちづくりを基本に、21世紀の社会に的確に対応し、すべての住民が夢を持ち安心できるまちづくりを進めるために策定されている。

後期基本計画は、まちづくりの基本理念を踏まえ、稲美町の最上位計画として平成19年度から5年間の計画目標を定め、実施すべき施策の体系及び事業内容を具体的に定めるものであるという位置付けに鑑み、計画に基づく各施策については、可能な限り円滑かつ実効性のある方法による推進に努められたい。

1. 基本構想の将来人口35,000人を目標とすることについては、変更しないこととしたが、少子化が進行しつつある今日、これは必ずしも容易に達成できる目標ではない。後期基本計画の推進にあたっては、今後の時代の流れや社会情勢の変化を注視して柔軟な対応を行うとともに、財政状況を見極めながら、施策・事業の集中化を図り、効果が高いと予測される事柄や、直ぐにできる事柄からすみやかに実施していくこと。
2. 後期基本計画の各施策の推進にあたっては、部課等の連携も含めて責任ある体制を明確にし、真に実効性のある計画とすること。
3. まちづくりは、住民と協働して推進していくことが重要であることから、総合計画に基づく各種計画の内容についても町ホームページに掲載するなど、まちづくりのための情報を積極的に開示し、自発性・自立性のある積極的な住民参画の促進を図り、住民にとって分かりやすい計画とすること。

基本計画の内容について

■第1章 水と緑にかこまれた、うるおいのある安全で快適なまち

▶第1節 適正な土地利用

1. 秩序ある土地利用

市街化区域については、住宅地を中心とした土地利用のもと、商工業の活性化を図るため、必要な場合には市街化区域の拡大や用途地域の見直しを行うこと。市街化調整区域については、自然環境や優良農地の維持保全と有効活用に努めるとともに、土地利用計画に基づく適正な土地利用の誘導を図ること。また、町全域にわたり、景観法も視野に入れ、ため池や田園を含めた自然環境と市街地とが調和する特色あるまちづくりを進めるよう努められたい。

2. 市街地整備の適正な推進

市街地や道路等の基盤整備にあたっては、これを行政と地域住民とが協働してまちづくりを行うことのできる機会ととらえ、地区計画制度等も積極的に活用して美しいまち並みの創出に努められたい。また、計画的な道路網の早期整備を図る一方、周辺の景観や自然環境、地域コミュニティに与える影響については十分に配慮されたい。特に、天満大池を通る都市計画道路については、住民意向調査において「好きな場所・残していきたい場所」の第2位に挙げられているので、景観への配慮を最大限に行っていただきたい。

▶第2節 居住環境の整備

1. 良質な住宅・宅地の安定供給

人口の維持・増加のためには若年転入者や新婚世帯向けの住宅の確保も重要な要因であり、引き続き快適かつ良質な住宅の安定供給に努められたい。

2. 緑あふれるふるさとづくりの推進

ため池群、河川・水路、緑地等と各所の公園を歩行者路や自転車道で相互につなぎ、個性ある景観の形成ならびに自然資源の利活用を積極的に進められたい。

▶第3節 都市基盤の整備

1. 快適で安全な交通環境の実現

公共交通サービスについては、高齢社会の到来と団塊の世代の大量定年を迎え、日常生活の利便性の向上を図ることや環境への負荷を低減するため、マイカー以外の移動手段を確保する必要がある。そのため、地域住民が支える地域力を活かしながら、実情にあったコミュニティバスなどの公共交通機能の充実に努められたい。

■第2章 人とひと、心とところがふれあい、健やかに安心して暮らせるまち

▶第1節 誰もが健やかに暮らせる健康づくりの推進

1. 生涯を通じた健康づくりの推進

誰もが自立した生きがいのある豊かな生活を送れる「健康寿命」を延ばすことが21世紀の健康目標であることから、住民の健康づくりに対する一層の意識啓発や支援体制の確立に努められたい。

4. 介護保険制度の適正な運用

平成18年度に創設された地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーの資質向上、介護サービスの質の向上に努め、今後、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくために、地域で支えあう介護保険事業の充実に努められたい。

■第3章 豊かなところを育み、いきいきと生活できるまち

▶第2節 生きがいを高める生涯学習の推進

2. 暮らしにうるおいをあたえる芸術・文化の向上

芸術・文化活動に対する住民の様々なニーズに応えるとともに、芸術・文化活動へ自由に参加できる環境づくりを進め、多くの住民の自主的な参加を促し、芸術・文化の向上に努められたい。

また、平成18年1月に国史跡に指定された播州葡萄園跡をはじめ、先人たちが築き上げてきた「ため池群」の景観や淡山疎水事業に関連した建造物を中心に、その他の有形、無形の文化財の調査・研究整理や整備を積極的に進め、稲美町がもつ地域個性を明らかにしながら、住民の文化財に対する意識を高め、郷土への愛着を深めるなどの啓発普及に努められたい。

■第4章 個性と魅力にあふれ、いきいきと生活できるまち

▶第1節 労働環境の充実

人口の維持・増加のためにも、労働環境の充実は急務の課題である。雇用機会の拡充については、特に重点を置いて取り組んでいただきたい。また、少子化対策にもつながる子育てに関する休暇制度の普及のための啓発活動や仕事と子育てを両立させるための環境整備に努められたい。

▶第2節 農業の振興

1. 農業基盤の整備

農業基盤の整備については、ほ場整備による面的整備はほぼ終了しているが、引き続き、農道の舗装、用排水路の整備、ため池の整備に努める必要がある。さらに、農業用水を取水している河川井堰の改修に努められたい。

これらの整備においては、稲美町における様々な農業利水施設の歴史・文化的価値を尊重し、それらが優れた田園景観の創出に寄与するように努められたい。

2. 合理的な農業経営

農業の生産性向上と省力化ならびに農作業における負担の軽減と改善に努め、定年退職を迎える団塊

世代の受け入れも含め、多様な担い手による活力ある農業の展開を図られたい。

地産地消の推進については、学校給食においても現在、計画的に取り組まれているが、他の分野についてもさらに推進するように努められたい。

また、環境保全型農業についても、エコファーマー制度、農産物ブランド化、有機農産物の推進などに努め、さらに、遊休農地、転作田を利用したバイオマスエネルギー資源作物の栽培を通して、BDF、バイオエタノールを生産し、地球温暖化防止にも努められたい。

▶ 第4節 地域に密着した商業の振興

商業ゾーンの整備拡充にあたっては、稲美町の特色を活かした地域性豊かな商業空間の創出をめざし、周辺環境との調和を考慮して進められたい。

▶ 第5節 地域の個性、資源を生かした観光の振興

住民自身が誇りにできる稲美町の個性と魅力の強化のため、様々な伝統行事や地域行事の活性化に努めるとともに、歴史的・文化的・景観的価値をさらに向上させるような、地域の魅力づくりのための取り組みに努められたい。

■第5章 目標達成のために

▶ 第1節 住民とのパートナーシップ

住民意向調査の結果によれば、5割以上の住民がまちづくりへの参加の意志を持ち、9割以上の住民がまちづくりに関する情報を知りたいと思っている。

したがって、稲美町は、情報公開制度を適切に運用するのみならず、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ等を通して、まちづくりに関する行政情報を積極的に公開していただきたい。情報の開示と共有を通して、住民自治に根ざした公正で開かれた町政を推進し、まちづくりの企画、立案から、実施、評価までの各過程において、住民一人ひとりがまちづくりに直接関わるのが重要である。住民参加を促進するしくみを検討するとともに、男女共同参画社会の実現に向けて、今後も女性の参加を積極的に推進するよう努められたい。

▶ 第2節 行財政の適正化

国の三位一体改革や地方分権が進行するなかで、行政活動「Plan-Do-Check-Action」というマネジメントサイクルの考え方を組み入れ、諸施策を効率的に実施し、適切な体系化を継続的に行うように努められたい。

▶ 第3節 地域交流、広域行政の推進

交通ネットワークの形成、広域行政窓口サービスの導入、可燃ごみの共同処理、医療、防災、公共施設の相互利用など、近隣市町との緊密な連携により、各種事業を広域的に検討するよう努められたい。

第4次稲美町総合計画後期基本計画策定経過

| 日程 | 策定委員会 | 審議会 | 住民 | 議会・県・上位計画 |
|-------|---|---|---|--|
| 18年5月 | 計画策定委員委嘱 | | | |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ■第1回（6/20） ・課題整理 ・方向性確認 《素案のまとめ（7月中旬期限）》 | | 《住民意向調査の期間》 6/26～7/10 | |
| 7月 | 課題整理調査の提出 （6/23～7/10） ・上位計画との整合 | | 《有識者意向調査の期間》 ※全自治会長に対する調査 7/19～7/26 | 全県ビジョン 東播磨地域ビジョン 第4次広域市町村圏 計画ほか |
| 8月 | 基本計画素案の提出 （8/28～9/8） ・有識者意向の反映 ・住民意向の反映 | | 有識者調査の結果 住民意向調査の結果 | |
| 9月 | | <ul style="list-style-type: none"> ■第1回（9/27） ・委員の委嘱 ・町長より計画案諮問 | | |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ■第2回（10/4） ・計画素案の検討（第4章） ■第3回（10/6） ・計画素案の検討（第4章） ■第4回（10/18） ・修正案の検討（第4章） ・計画素案の検討（第3章） ■第5回（10/25） ・修正案の検討（第4章） ■第6回（10/31） ・計画素案の検討（第2章・第5章） | <ul style="list-style-type: none"> ■第2回（10/12） ・計画案審議（第4章） ■第3回（10/27） ・計画案審議（第3章） | | |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ■第7回（11/6） ・修正案の検討（第3章） ■第8回（11/10） ・計画素案の検討（第1章） ■第9回（11/13） ・計画素案の修正（第2章・第5章） ■第10回（11/24） ・計画素案の修正（第1章） | <ul style="list-style-type: none"> ■第4回（11/9） ・計画案審議（第2章・第5章） ■第5回（11/16） ・計画案審議（第1章） ・計画素案の決定 | | |
| 12月 | | 基本計画（素案）の公表 （ホームページに掲載） <ul style="list-style-type: none"> ■第6回（12/22） ・全章の再検討（第1章～第5章） | 《パブリックコメントを募集 12/1～12/15》 | |
| 19年1月 | | <ul style="list-style-type: none"> ■第7回（1/18） ・答申（案）の検討 | | |
| 2月 | | <ul style="list-style-type: none"> ■会長から町長へ答申（2/5） ■基本計画を策定 | | 議会へ報告 |

稲美町総合計画後期基本計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

| 区 分 | 氏 名 | 団 体 名 ・ 役 職 等 |
|-------------|-----------|------------------------|
| 町 議 会 の 議 員 | 吉 岡 敏 子 | 町議会代表 |
| 行政委員会の代表者 | 財 田 育 代 | 教育委員会代表 |
| | 森 本 功 | 農業委員会代表 |
| 住 民 の 代 表 者 | 浅 原 隆 敏 | 都市計画審議会代表 |
| | 厚 見 侑 三 | 土地改良関係代表 |
| | 井 上 貞 夫 | 農業関係代表 |
| | 大 西 壯 司 | 商工会代表 |
| | 阪 田 檉 雄 | 民生・福祉関係代表 |
| | ○ 須 磨 邦 彦 | 自治会長会代表 |
| | 橋 剛 司 | 消防団代表 |
| | 西 村 徹 | 労働関係代表 |
| 平 田 多 津 夫 | 人権関係代表 | |
| 学 識 経 験 者 | ◎ 川 北 健 雄 | 大学助教授（神戸芸術工科大学 デザイン学部） |
| 公 募 委 員 | 久 保 明 美 | 公募委員 |
| | 佐 藤 鈴 子 | 公募委員 |

◎会長 ○副会長

稲美町総合計画審議会条例

制 定 昭和56年3月28日 条例第13号
改 正 平成15年6月24日 条例第21号

(設置)

第1条 町民参加による稲美町総合計画の策定をはかるため、稲美町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、計画の策定に必要な事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 行政委員会の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議の終了をもつて満了する。

2 委員に欠員が生じたときは、そのつど補充する。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、経営政策部において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月4日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年5月1日から適用する。

附 則（平成2年7月2日条例第18号）

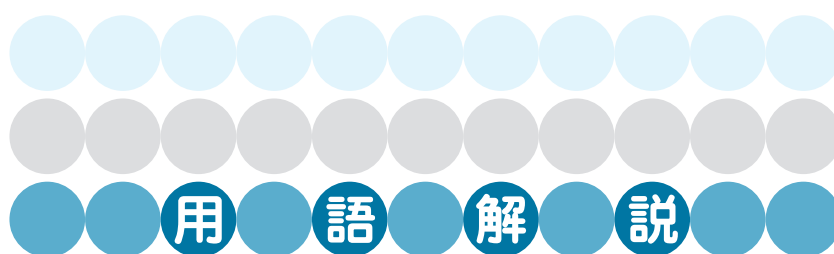
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日条例第21号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。



AED（自動体外式除細動器）

Automated External Defibrillator（「自動体外式除細動器」）の頭文字を並べたものであり、臨床的評価によって、除細動器としての安全性と有効性が確認された器械である。器械の電源を入れると、器械から音声で操作手順、方法が指示され、救助者はそれに従った取り扱いを行うことにより、除細動を実施することができる。

心停止後、1分除細動が遅れるごとに7%~10%救命率が減少すると言われる。脳障害を起さずに救命するためには、心室細動に対して心停止後5分以内にAEDによる早期除細動を行うことが必要である。

BDF

バイオ・ディーゼル・フエルの略。未使用の菜種油および使用済みの調理油（菜種油、大豆油等混合）を原料とし、メチルエステル化処理装置を使用して製造したバイオディーゼル燃料のこと。

IT

Information Technology（情報技術、情報産業）の略。最近よく使われているが、従来から使われてきた情報処理技術などの用語と本質的には違いはなく、一般的に、コンピューターを利用して情報の処理を効率化する技術全般を指している。

KINDカード

KINDの“K”は加古川地域、“I”は医療、“N”はネットワーク、“D”はデータ。また、やさしい、親切という両方の意味を兼ねており、「住民にとって、やさしく、親切で、丁寧な診療行為、サービスを提供していく」という基本理念から生まれた、いわば“携帯用のカルテ”。

LRT（ライト・レール・トランジット）

欧米を中心とする各都市において都市内の道路交通渋滞緩和と環境問題の解消を図るために導入が進められている新しい軌道系交通システム。

NPO

Non-profit Organizationの略。民間非営利団体。営利を目的とせず、社会的使命を優先して活動する民間団体の総称。

WTO

世界貿易機関（World Trade Organization）は、1995年、貿易に関する一般協定（GATT）の流れを引き継いで設立された。関税を限りなくゼロにし、諸々の規制をなくして、企業とその工業製品、あるいは農産物やサービスが地球規模の市場で自由に競争できるようにするということがWTOの基本的な目的である。

一次予防

「一次予防は」疾病の発生そのものを予防することを指す。

適正な食事を食べ、運動不足を解消し、なるべくストレスを引き下げるなどして健康的な生活習慣づくりを行い生活習慣病を予防するなどが一次予防となる。

「いなみ夢づくり案内人」制度

仕事や趣味で培われた貴重な知識や技術のある方が「夢づくり案内人」として登録し、各種団体や仲の良いグループなどの講座等への出席要請に応じて活動している。平成9年度に発足。

エコファーマー制度

「持続性の高い農業生産方式」を目指す農業者（法人を含む）の愛称。この「持続性の高い農業生産方式」に関する「導入計画」を策定し、県知事の認定を受けた人が「エコファーマー」となる。

街区公園

主として街区内に居住する人々の利用に供することを目的として設置される公園。都市公園法では都市公園の一つとして位置づけられている。従来は児童公園と呼ばれていた。

開発指導要綱

開発者に対し自治体が提示する開発条件。良質な開発の誘導と開発に伴う公共施設整備による自治体の財政破綻防止を目的とし、道路・下水道などを整備する際の実開発者負担、公園・学校等の公共公益用地の提供、その他負担金などが定められている。

カウンセリング

相談、助言、心理治療などを通じてカウンセラーがクライアントの成長を援助する過程。カウンセラー (counselor) とはカウンセリングについての専門的な知識、技能、能力と人のために役に立ちたいという善意をもった人。一方、クライアント (client) とは成長への課題を抱え、適応上の問題 (悩みなど) をもった人をいう。

学社融合

生涯学習社会の実現のために、融合的な生涯学習支援システムを新たに構築すべく提唱されたもので、学校教育でもあり社会の教育・学習活動等でもあるような両者の重なるところを共有している。具体的には、学校教育で地域の人材、施設、行事などを活用し体験することにより、子どもたちの学習効果を高め、逆に地域も技術や学習効果などを発揮したり、活動の場を広げられたりするとともに、子どもたちと交流することにより、生きがいや喜びを感じたりすることができるという互いにメリットをもたらすような思想ととらえられている。

既存不適格建築物

建築基準法や条例などの施行または適用の際に、現存している建築物や工事中の建築物がその時点で法令などに適合しない場合、その規定は適用されず、違反建築物とならない。このような適用除外の建築物をいう。

供用開始

区域の使用収益の開始のこと。

近隣公園

主として1小学校区を基準とする近隣住区に居住する人々の利用に供することを目的として設置される公園で、幼児から高齢者まで全ての年齢層に利用できるよう整備されており、コミュニティ形成の役目を担う都市計画上もっとも基本的な公園である。

グローバル化

家族レベルで始まった事業組織が、歴史を経て、組織的にも体裁の上でも村や町レベル、さらに大きな県や地域レベル、そして全国レベルへと自然に発展してきたということ。

ケアマネジャー

介護支援専門員。介護サービスの提供を計画する資格をもつ。

警戒ため池

漏水等により、決壊の可能性がある農業用ため池。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するための法律 (国土交通省所管、環境省等共管)。日本初の景観に関する総合的な法律として2004年6月制定 (施行は12月)。

内容としては、(1) 良好な景観の保全・形成に関する基本理念や住民、事業者、行政の責務。(2) 景観計画の策定手続きや土地利用に係る行為規制。(3) 景観重要建造物、景観重要樹木といったランドマークの保全。(4) 景観重要公共施設の景観計画に即した整備。(5) 景観地区の指定等都市計画との調整。(6) 景観協定、景観整備機構等の仕組み、である。

健康支援員

『自分自身』の健康から、『家族』から『隣保』、『自治会』へと、地域で健康づくりの輪を広げていくお手伝いをする人のこと。

建築協定

建築基準法による条例に基づき、一定の区域において土地所有者等権利者の自主的な全員合意により、建築物や敷地等に関して建築基準法の規定より厳しい基準を定めた住民協定が締結できる制度。

高度情報化

近年の技術革新、特にマイクロエレクトロニクスや光ファイバーなどの高度技術の発達により、情報メディアの高度化、情報ネットワークの拡大が進み、情報が重要な価値を有するようになったことから、社会経済システムのなかで情報を高度な資源と認識し、これを中心に経済活動が進展していくことをいう。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的開発などを除き開発行為は許可されず、また、原則として用途地域や市街化を促進する都市施設は都市計画に定めのないものとされている。

循環型社会

これまでの大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄という社会システムの反省に立ち、資源の循環利用を進め、環境への負荷を最小にして、持続的な発展が可能な地球にやさしい暮らし方をするための新たな社会システム。

食育

これまで、教育の中心は「知育」「徳育」「体育」の3つが基本とされてきたが、さらに、現在注目されているのが「食育」である。食育とは、健康的な生活を送るために、食に関するあらゆる知識を育むこと。

シルバー人材センター

定年退職後などの高齢者が補助的・短期的就労を通じて社会参加し、追加的収入を得るように図る公益法人。運営は、60歳以上の高齢者が自主的に行っている。

親水施設

河川、海岸、池などで水を主題とし、意図的に水と親しむことを主目的として整備した空間や公園などの施設。

スクールカウンセラー

学校で児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じ、指導・助言を行う担当者。

スプロール化

市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。防災上、環境上の問題や公共投資の非効率化等の弊害をもたらす。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣がその発症・進行に關する疾患群。従来、使われてきた「成人病」という一連の病気群を示す言葉に代わる呼称であり、予防医学の推進の意味を含めて、1997年厚生省が提唱した。

生活排水処理率

し尿、生活雑排水とも処理されている人口の比率のことで、この比率は、流域河川に汚濁負荷を及ぼさない度合いを示している。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思により社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることによって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するとともに、責任を担うべき社会。

湛水土壤中直播栽培 (たんすいどじょうちゅうちゅうよくはんさいばい)

水稲省力化栽培の手法の一つで、従来の育苗した苗を田植機で移植する方法と違い、育苗作業を省略し、整地したほ場を飽水状態（湛水ほ場）にしてそこに直接種もみを播く方法。

地域活動支援センター

障害者自立支援法に基づき、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

地域コミュニティ

居住する地域に形成される共同体や地域社会。

地域スポーツクラブ

兵庫県においては基本的なエリアを小学校区とし、校区内の子どもから高齢者まで、「誰もが、いつでも、身近なところで」スポーツができることを目指した地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブ。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。

地域防災計画

災害対策基本法に基づき策定する、一定地域（都道府県、区市町村）に係る防災に関する総合的かつ基本的な計画。区域内の防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱を定め、防災のための調査研究、教育訓練などの災害予防、警報の発令、避難などの災害応急対策及び災害復旧に関する計画が主な内容となる。

地球温暖化

大気中に二酸化炭素などの温室効果ガスの濃度が高くなることにより、1960年頃から地球規模で気温が上昇し始め、80年以降に世界各地で異常気象の発生が目立つようになった現象。

地区計画制度

都市計画法に基づく地区計画など的一种。一般地区計画は、建築物の形成、公共施設などの配置などを定め、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するための計画であり、都市全体の観点から適用される用途地域などの地域地区制度と個別の建築物の規制を行う建築確認制度の中間領域をカバーする地区レベルのきめ細かな計画制度として位置づけられる。

また、広義的には、一般地区計画のほか住宅地高度利用地区計画、再開発地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画、集落地区計画も含めた地区計画などの全体をさすこともある。

デイサービス

在宅要介護高齢者を日帰り介護施設（デイサービスセンター）に通所させ、入浴、食事などのサービス、日常生活動作訓練、家族介護者教室などの総合的なサービスを行うこと。

テーマ・コミュニティ

地域にとらわれず、特定の課題に対する共通の価値観や関心によって結ばれた組織。クラブ型コミュニティともいう。

特別支援教育

日本の障害児教育の新しい呼称。2001年の春から文部科学省は、旧来の特殊教育という言い方に代わって、この呼称を使用している。

都市計画区域

都市計画法及びその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。市街化区域と市街化調整区域に区分される。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、換地方式で土地の分割・合併と境界・位置・形状の変更を行い、宅地を計画的に造成し、さらに土地所有者などから土地の一部の提供を受け（減歩）、道路・公園など必要な公共施設の整備を行い、居住環境を向上させ、土地の宅地としての利用を高める事業。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫や恋人など親密な関係にある男性から女性に対して振るわれる暴力。

トライやる・ウィーク

トライする（やってみる。新たなことに挑戦する。）の「TRY」と学校、家庭、地域の三者が一体となって生徒を育てるトライアングルの「トライ」を兼ね合わせて名付けられた「トライやる・ウィーク」は、兵庫県下公立中学校の2年生を対象に、連続する5日以上学校を離れて、地域や自然の中に学習の場を移し、地域の人々と共に過ごし、主体的に様々な体験をすることや地域の人々とのふれあいを通じて、生徒の豊かな心を育み、自立性を高めるなど、「生きる力」を育成することを目指し、平成10年度より兵庫県下一斉に実施している。

トレーサビリティ・システム

トレーサビリティとは、主に品質マネジメントシステムにおいて使用される定義。ISO9001においては「考慮の対象となっているものの履歴、適用又は所在を適用できること」と定義されており、具体的には「処理の履歴」「材料及び部品の源」などが挙げられる。

ニート

英国政府が労働政策上の人口の分類として定義した言葉で「Not in Education, Employment or Training」の略語。

日本では2004年の労働白書の中で「主婦と学生を除く非労働力人口のうち15～34歳（英：16～18歳）の若年層」のことをいう。

認定農業者

将来の農業経営の目標に向かって、創意工夫をこらし、農業経営の改善を計画的に進めようとする市町村が認定した意欲ある農業者。

農業集落排水

農業振興地域における農業用水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落について実施する汚水処理のこと。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域のなかで、農用地などとして利用すべき相当規模の土地があり、農業経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて、都道府県知事が指定する地域。

農住組合

三大都市圏の市街化区域内農地で、営農を継続しながら住宅地への転換を図る都市開発をスムーズに行うために、農住組合法で規定された制度。

農地の流動化

農地の賃貸及び売買などの権利移動や作業の受委託など、農地の効率的で合理的な利用が進展することで、具体的には担い手への農地の利用集積をさす。

農地、水、環境保全向上対策事業

地域内の農地と農業用水等を地域社会の大切な資源として保全し、管理する事業。

ノーマライゼーション

一般的には、障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

バイオエタノール

産業資源としてのバイオマスの一つ。サトウキビや大麦、トウモロコシなどの植物資源からグルコースなどを発酵させて作られたエタノールのことである。

バイオマスエネルギー資源作物

化石資源を除く、動植物に由来する有機物で、エネルギー源として利用可能なもののこと。

発達障害者支援法

平成16年12月10日（法律第167号）に自閉症、アスペルガー症候群、ADHD、学習障害などの発達障害を持つ者の援助等について定めた法律。

フリーター

定職につかないで、アルバイトをやりながら気ままに生活しようとする人。フリーアルバイト。

ボーダーレス社会

人、金、物、情報が、国境をこえて自由に移動する社会のこと。

保護率

生活保護法における被保護者の割合。人口1,000人に対する千分率（‰＝パーミル）で表す。

ほ場整備（事業）

農村地域の人々が中心となって定めた換地計画に基づき、優良農地の集団的確保とともに、河川・道路などの公共用地や宅地などの非農用地を計画的に配置して、秩序ある土地利用を形成する事業。

ミニ開発

大都市及びその近郊の市街地で見られる小規模な木造戸建て住宅群の開発。開発に伴う公共負担を避けるため、開発地域の規模を都市計画法に基づく開発許可が不要の規模におさえ、さらに個々の住宅規模を小さくして、低廉な住宅供給を行うもの。ミニ開発はスプロール化を促進し、公共施設の整備が不十分であることから住環境は悪く、防災面での問題も多い。

無形民俗文化財

衣食住、生業、信仰、年中行事などに関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術などをいう。また、これらに用いられる衣服、器具、家具なども民俗文化財に含まれる。

有形の民俗文化財のうち特に重要なものが重要有形民俗文化財に、同じく無形の民俗文化財のうち特に重要なものが重要無形民俗文化財に指定されている。

モータリゼーション化

自家用車の普及、大衆化、自動車社会化をいう。

有害環境調査

有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するために行う環境調査のこと。

優良田園住宅

優良田園住宅とは、農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、一定の基準を満たすものをいう。

ユニバーサル・デザイン

バリアフリーはもともとあった障壁を取り除くことを目指していたのに対し、ユニバーサル・デザインはバリアフリーをさらに進めて、障害のある人のみを特別に対象とするのではなく、最初からすべての人に使いやすいように配慮されたデザインをいう。

用途地域

都市計画法で定める地域ごとに建築用途制限や建築物の形態制限（容積率、建ぺい率、高さなど）を定める制度。住宅、商業施設、工場等の異なる用途の混在や密集を防止し、秩序ある市街地の形成を図る。現在用途地域は12種類ある。

緑地

都市計画法、都市公園法では、地方公共団体などが土地に関する権限を取得し、施設として積極的に整備し、管理するもので、「施設緑地」を意味する。公園と機能的には変わらないが、通常、公園施設はほとんど設けず、自然のまま、または園路、植栽を施す程度でその目的を達しうるものをいう。

都市緑地保全法では、「樹林地・草地・水辺地・岩石地、これらに類する土地で、良好な自然環境を形成しているもの」としており、広義な意味を持っている。

緑地協定

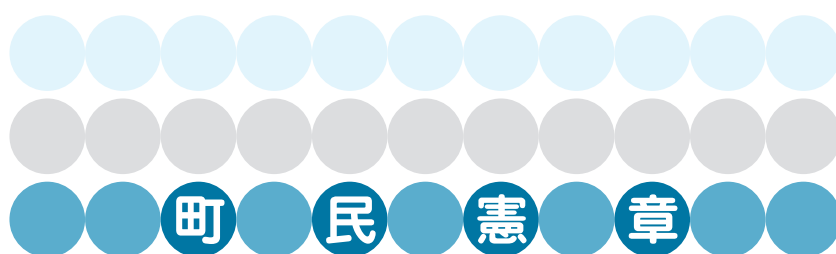
都市内に残された緑地の保全、公共公益施設の緑化とともに民有地の緑化を進めるため、都市緑地保全法に基づき、一定区域の地域住民が自発的に緑化に関する事項を取り決め、相互に協定を結ぶことによって都市における緑化の推進を図ろうとする制度。

レセプト点検

日本では国民皆保険といってすべての国民が医療保険に入る義務と権利がある。そのため、病院でかかった診療費は、患者と保険者の双方に請求する必要がある。患者からの自己負担金回収は病院で診療終了後に行なわれるが、保険者への請求は医療報酬明細書（レセプト）という書類を提出して行なう。この作成したレセプトを点検することをレセプト点検という。

ワークブラザ

職業紹介や求人情報、人材情報の提供を行う施設や機関、サービスの総称として用いられる。公的なものが多くその管理はハローワーク（公共職業安定所）が行っている。



わたくしたちは、郷土いなみ野の美しい自然と伝統を受けつぎ、さらに時代の進展に応じ、お互いが協力して希望に満ちた住みよい町をつくるため、誇りと自覚をもって町民憲章を制定します。

1. わたくしたちは、お互いが教養を高め、品質を磨き、心豊かな人となるよう励みましょう。
2. わたくしたちは、お互いが助け合って仕事に励み生活が豊かになるよう努めましょう。
3. わたくしたちは、心とからだの健康をはかり、年よりは尊敬し、子どもは責任をもって育て、楽しい家庭をきずきましょう。
4. わたくしたちは、お互いが思いやりの心を持ち、秩序を守り、進んで世のために尽くして明るく平和な町をつくりましょう。
5. わたくしたちは、郷土の自然と人の心を守り育て工夫をこらして輝かしい文化の町といたしましょう。

昭和56年4月3日 制定



町章は、稲美町の「い」を図案化し、「鋏」と「鎌」を表わし、また中央部を「稲の穂」を意味するもので本町の和と発展を象徴しています。

昭和31年4月1日 制定



町の花・コスモス

きく科に属する一年草で晩夏から秋にかけて素朴で清楚な単弁状花を咲かせます。白・ピンク・紅色の花びらは花期が終わると見事に散り、秋ざくらの別名もっています。草状は繊細に感じられますが、その実、性質は極めて頑健で、病気や虫に強く倒伏してもすぐ頭をもたげて生育し、野生状態でも見事に開花する強い草花です。

昭和56年4月3日 制定



町の木・もちの木

常緑の高木で、雌雄異株、雌株には深紅のかわいい実がすずなりに生り、大変美しいので植木として親しまれています。多肉のなめらかな樹皮をもつたくましい木で、樹皮から「とりもち」を作ったのでこの名があります。

同属のくるがねもちは、町内の山林に多数自生するので町木として愛育していくのに適わしい木です。

昭和56年4月3日 制定

第4次稲美町総合計画後期基本計画

ホッと City! 稲美

平成19年11月発行

編集 ■ 稲美町経営政策部企画課

〒675-1115 兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

TEL 079-492-1212(代) FAX 079-492-5162

E-mail : kikaku@town.hyogo-inami.lg.jp



稲美町